

京都市告示第 3 4 6号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 9 月 5 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 一般国道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
162号	右京区梅ヶ畑御経坂町22番地の3地先から	旧	メートル 65.40	メートル 8.90 ~ 13.00
	同区梅ヶ畑檜社町6番地の1地先まで	新	65.40	8.19 ~ 17.70
	右京区梅ヶ畑御経坂町49番地の2地先から	旧	198.70	8.80 ~ 16.00
	同区梅ヶ畑中嶋町26番地の2地先まで	新	198.70	9.60 ~ 15.80

(建設局土木管理部道路明示課)